



## Q166. 意思決定支援って？

A. 本人の自己決定を手伝う、ことだよ。



障がいや特性を持っている人には、自分の意思を決定することが困難だと思われる人たちがいるよね。

そういう人たちが日常生活や社会生活の中で、自分の意思が反映された生活を送れるように、可能な限り本人が自分で意思決定できるようにサポートする仕組みだよ。

この仕組みを「意思決定支援」と呼んでいるんだ。

厚生労働省から示された「[障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン\(平成29年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知\)](#)」というものがあるよ。どんなに障がいが重かったとしても、特性を持っていたとしても、子どもであっても、自分のことは自分で決めたいという気持ちを尊重しようということなんだ。

本人が自分で自分のことを決められるように周りの人たちは配慮して、できることは見守り、できないことは手伝おう、ということだね。

特性や障がいのある人たちの中には、どういうふうに生きたいか、と問われることがなかなかないのが現実だよ。

保護者や家族、周りの人たちの事情や都合や思惑が優先されて、自分の希望や願いを表現することすらできない。

周りの人が、安全・安心であろう、と思う決定に従わざるを得ないことが多いんだ。

「パターナリズム」というちょっと聞きなれない言葉があるよ。

“温情主義”とか“父権主義”と訳されることが多いけれど、最近はカタカナ表記がおもになっている。

権力や能力のあるものが、弱いものに対して「あなたのため」という言葉のもとに干渉ないしは温情的に扱うことを指した言葉だよ。

親と子どもの関係の中にこの「パターナリズム」がよく表れるよ。

「意思決定支援」は“可能な限り本人が意思決定できる”ことをサポートするものなので、特性や障がいのある人、子どもの意思を決定する場面では、対極の考え方にもなりうるんだ。

どちらが是か非か、ということではなくて「意思決定支援」には常に「パターナリズム」というテーマが付き従っている、ということは覚えておかなくっちゃいけないんだね。

さて「意思決定支援」には3つの基本的な原則があるとされているよ。

「自己決定の尊重と解りやすい情報提供」が1つ目。

本人の意思確認ができるように、あらゆる工夫をして、本人が安心して自信をもって自由に意思表示できるようにサポートすることだよ。

たとえば、幅広い選択肢の中から選ぶことが難しいようであれば、選択肢を絞ってみるのも手立てだし、絵カードや具体的なものを手掛かりに選べるようにすることも工夫だね。

「不合理と思われても他者の権利を侵害しないのであれば尊重する」が2つ目。

家族やサポートする人にとって不合理や納得がいかないと思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢、ということだね。

一人で外出することは困難だと思われるけど、一人で外出したいという意思表示だったら、「外出の練習をしてから出かけ、後ろから離れて見守ることで対応できないだろうか」と考えてみるんだ。

「本人の自己決定や意思確認がどうしても難しければ、関係者が集まり、意思を推定する」が3つ目。

最大限の努力をしても、本人の意思決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面での表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでどのような生活を送ってきたのか、人間関係はどうだったのか等、様々な情報を集めて根拠を明確にしながら本人の意思を推定するんだ。

でも、本人以外の者が「本人にとっての最善の利益を判断する」のは、最後の手段だよ。

特性や障がいがあると、言葉や文字、写真などからでもイメージを膨らませて想像することが難しい人が多いよ。

なので、幼少期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じて「選べる」ように、選択するという経験を積んでいくことが必要なんだ。

何もかも、を周りの人が選んであげたり決めてしまつてばかりだと、意思を形成したり、意思を表示する力を獲得することはできないよ。

保護者やサポートする人は「これがいいだろう」「きっとこの子のためになる」と、本人を思うばっかりに、本人の気持ちを聞いたり確認することが足りなくなっていないだろうか。

本人が失敗しないように、困らないように「最善の利益を判断」して、ものやサービス、方法などを決めてしまつていいだろうか。

身近にある簡単なことで構わないので、なんなく当たり前のように本人に代わって決めてしまつていたことを、本人に選んでもらうことが最初の一歩なんじゃないだろうか？

## 《MENU》

[《般化ってどういうこと？》](#)

[メンタルヘルスケアというのは？》](#)

放課後等デイサービス支援事業  
Support Project Of  
Day-service for After-school  
At Kyoto

2024-01-15 掲載